

働く子育て介護を、

男女の力でのりきるコツ

社会福祉課 ☎823-9207 823-9627

男女共同参画講演会を開催します。

男だから、女だからではなく、みんなが幸せになれるよう、今こそ老若男女チカラを合わせるときです。

仕事、家庭、地域生活など、自らの希望を実現できる社会について考えてみませんか？

日時◆3月8日(水)10時～
場所◆ひまわりプラザ 4階ホール
※直接会場へ来場してください。

※託児希望者は3月6日(月)までに電話で社会福祉課へ(先着10人)



講師◆棚多里美さん
(公財) 広島県男女共同参画財団 常務理事兼事務局長
プロフィール◆広島県こども家庭課長、地域ケア部長を歴任し、全国初で設置された、「働く女性・子育て支援部長」として「イクメン企業同盟」や「働く女性応援隊ひろしま」の結成など女性活躍推進のための施策を推進。

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を
3月30日(木)から実施します

臨時福祉給付金コールセンター(社会福祉課) ☎822-2201 823-9627

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮して、支給する給付金です。この給付金に該当すると思われる人には、3月下旬に申請書などを郵送します。申請期限までに申請をしてください。

対象◆平成28年1月1日時点で、海田町に住民登録されている人で、平成28年度分の町民税均等割が課されていない人(町民税が課されている人の扶養親族などの人や生活保護を受給している人は、町民税が非課税であっても支給の対象外です)

支給額◆1万5千円(1人あたり)

軽自動車税減免の案内

町では次の軽自動車などについて減免制度を設けています。

①障がいのある人が所有する軽自動車など
対象◆障がい(下表を参照)のある人本人が所有者であるもの

※身体障がい者などで年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が所有するものも対象となります。

必要書類◆

- ・減免申請書(注)
- ・印鑑(納税義務者のもの)
- ・身体障害者等手帳
- ・自動車検査証の写し(原動機付自転車の場合は必要ありません)
- ・運転免許証の写し(運転者のもの)
- ・個人番号通知カード、マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか(コピー可)で納税義務者の個人番号の確認ができるもの
- ②構造がもつばら身体に障がいのある人の利用に使われる軽自動車など

対象◆車椅子に乗ったままの状態で使用する昇降装置もしくは固定装置を装着するなど特別の仕様により製造されたもの、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認が取れるもの

必要書類◆

- ・減免申請書(注)
- ・印鑑(納税義務者のもの)
- ・自動車検査証の写し
- ・車両の車両番号・構造の分かる写真(自動車検査証により構造変更が確認できない場合)
- 【個人の場合】個人番号通知カード、マイ

- ナンバードカード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか(コピー可)で納税義務者の個人番号の確認ができるもの
- ③公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など
- 対象◆社会福祉法に規定する特定の社会福祉法人などが納税義務者で、かつ、使用する軽自動車などで、当該事業の用に直接供するもの、または入所者・通所者の送迎、入所者・通所者に対する供給物品の輸送などの用途に使用する割合が全用途に対して50パーセント以上のもの
- 必要書類◆
- ・減免申請書(注)
- ・使用目的別走行距離表(役場に備え付けてあります)
- ・印鑑(納税義務者のもの)
- ・自動車検査証の写し
- ・定款の写し
- 平成29年度軽自動車税の減免手続きは、平成29年度軽自動車税の納税通知書発送以降(5月発送予定)、納期限7日前まで受け付けます。新たに軽自動車税減免申請をする場合は、必要書類と印鑑を持って、税務課(役場1階)で手続きをしてください。
- ※①の場合の減免は自動車税、軽自動車税を通じて1台に限ります。
- ※すでに減免を受けている人には、4月に案内文を送付します。
- (注)役場に備え付けてあります。納税義務者の個人番号または法人番号の記載が必要です。

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級および3級	
平衡機能障害		3級および5級	
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から6級までの各級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第3項症までの各項症)
体幹不自由		1級から3級までの各級および5級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第4項症までの各項症)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級 (1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	移動機能	1級から6級までの各級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く))	
心臓機能障害		1級、3級および4級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級および3級)	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害		1級から3級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
肝臓機能障害		1級から4級までの各級(同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第3項症までの各項症

療育手帳…障害の程度の表示が㊤およびAであるもの
精神障害者保健福祉手帳…障害等級が1級であるもの
表中の同一生計者…当該障がいのある人と生計を一にする者のこと

海田町住宅マスタープラン(素案)
パブリック・コメントをお待ちしています

都市整備課 ☎823-9634 823-9203

素案の概要

海田町住宅マスタープラン(素案)

平成29年度から平成38年度までを計画期間とする本町の住宅施策の基本となる計画です。

意見の募集対象者

- ・町内に住所を有している個人
- ・町内に事務所・事業所などを有している法人やその他の団体
- ・町内の事務所・事業所・学校などへ通勤や通学をしている個人

資料の閲覧方法

町ホームページまたは都市整備課(役場2階)で閲覧

意見の提出方法

住所・氏名を記入の上、持参、郵送、ファックス、メール、いずれかの方法により提出してください。

意見募集期間

3月1日(水)～3月14日(火)

意見の提出先・問い合わせ

都市整備課